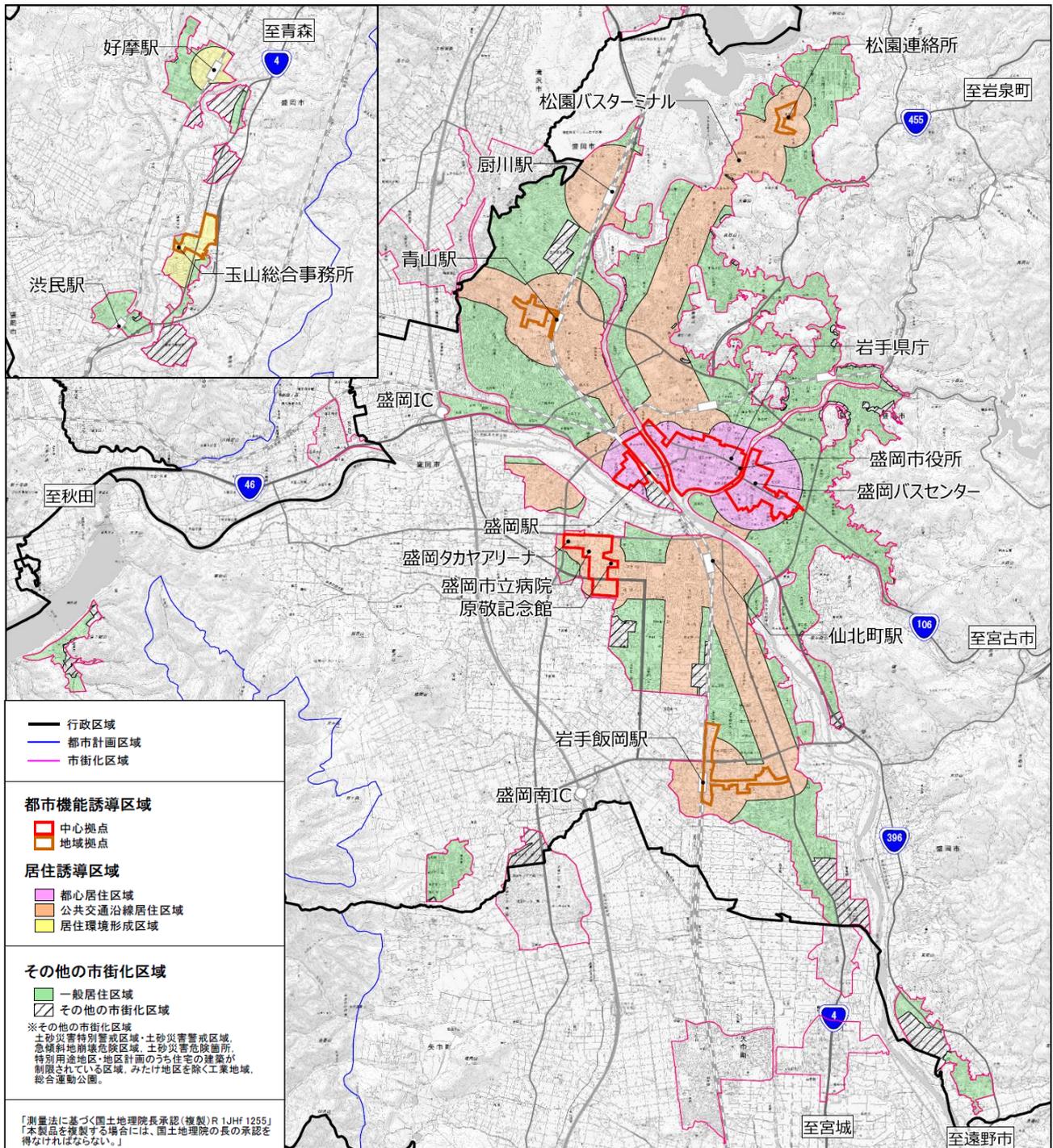


# 盛岡市立地適正化計画による届出制度について

盛岡市は、本格的な人口減少を見据え、高齢者でも出歩きやすく健康で快適な生活を確保し、子育て世帯などの若年層にも魅力的なまちにするとともに、財政面・経済面で持続可能な都市の構築を目指し、コンパクトな都市構造への誘導をこれまで以上に推進していくため、都市再生特別措置法に基づく「盛岡市立地適正化計画」を作成し、令和2年3月31日に公表しました。

この公表日以降、届出の対象となる行為(裏面参照)を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、盛岡市長あてに届出が必要です。

## 誘導区域



# 届出制度について

## ■届出の対象となる区域及び行為

		居住誘導区域		居住誘導区域外 (注2)
		都市機能誘導区域	居住誘導区域	
住宅	◆3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ◆1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも ◆3戸以上の住宅を新築しようとする行為 ◆建築物を改築又は用途変更して3戸以上の住宅とする行為	不要	不要	必要
	◆誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為 ◆誘導施設を有する建築物の新築、改築若しくは建築物の用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする建築行為 ◆誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	要確認 (注1)	必要	必要
誘導施設	◆誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	必要	不要	不要

注1: 拠点毎に届出の対象となる誘導施設が異なりますので、詳しくは担当までお問合せください。

注2: 居住誘導区域外とは、一般居住区域とその他の市街化区域のほか、市街化調整区域を含みます。

## ■誘導施設について

誘導施設は下表のとおりです。

分類	誘導施設
行政機能	県庁、市役所など
医療機能	救急告示病院
介護福祉機能	市、県の保健所
子育て支援機能	子育て支援施設、保育園、幼稚園、小規模保育園、認定こども園
教育機能	大学、専修学校、各種学校
文化機能	図書館、博物館、美術館、文化ホールなど
商業機能	店舗面積 3,000㎡以上の小売商業施設

## ■届出の添付書類について

行為着手の30日前までに届出てください。提出は1部です。

行為	添付書類
開発行為	①届出書 ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(1/1,000以上) ③設計図(1/100以上) ④その他参考図書(位置図、求積図等)
建築行為	①届出書 ②敷地内における建築物の位置を表示する図面(1/100以上) ③住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図(1/50以上) ④その他参考図書(位置図、求積図等)
誘導施設の休廃止	①届出書

## ■その他注意事項等

- ・都市計画区域外の土地は届出の対象外です。
- ・届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。
- ・計画に支障があると認められる場合、勧告を行う場合があります。
- ・市街化区域において、各誘導区域の縁辺部で、土地の一部に誘導区域を含む建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域とします。
- ・届出を要する行為で、建築確認申請を要する行為の場合は事前に届出を行い、「他法令等調査」の際には、その届出についての「受理通知書」の写しを添付することが必要となります。
- ・届出書の様式は盛岡市公式ホームページからダウンロードできます。

### 【問合せ・届出先】

盛岡市都市整備部都市計画課土地利用計画係(〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2)

TEL 019-651-4111(内線 7214, 7215) FAX 019-637-1919

Email [toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp](mailto:toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp)

盛岡市立地適正化計画 URL

<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/toshikei/1020228/index.html>